

ごみ処理広域化に係る進捗状況及び今後の予定等について

1. 令和 7 年度の取組について

(1) 令和 7 年度実施委託業務及び進捗状況について

◎新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価事後調査業務

- ・契約業者：株式会社建設技術研究所大阪事務所
- ・契約期間：令和 6 年 5 月 20 日～令和 17 年 3 月 28 日（12 年契約の 2 年目）
- ・契約金額：42,160,800 円（税込）
- ・支払予定額：5,514,000 円（税込）
- ・進捗状況：新ごみ処理施設整備により実施した環境影響評価書の内容を踏まえ生物の移植状況の確認や追加移植等を実施。

◎新ごみ処理施設建設に係る都市計画決定支援業務委託

- ・契約業者：株式会社建設技術研究所大阪事務所
- ・契約期間：令和 6 年 8 月 28 日～令和 8 年 3 月 25 日（2 年契約の最終年度）
- ・契約金額：5,352,600 円（税込）
- ・支払予定額：2,944,600 円（税込）
- ・進捗状況：新ごみ処理施設整備用地に係る図面等の資料作成を行い、令和 8 年度都市計画決定に向け泉佐野市との協議中。

◎新ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注支援等業務

- ・契約業者：パシフィックコンサルタンツ株式会社大阪本社
- ・契約期間：令和 7 年 6 月 30 日～令和 9 年 3 月 28 日（2 年契約の初年度）
- ・契約金額：33,000,000 円（税込）
- ・支払予定額：12,375,000 円（税込）
- ・進捗状況：実施計画、入札説明書等入札図書一式を作成したが、区画整理事業のスケジュール変更に伴い修正作業中。

(2) 令和 7 年度本町負担金について（見込み）

◎予定負担金額：3,973 千円（税込）・・・・・・・・①+②

①委託費：3,483 千円（税込）【予定額】・・ $a \times b$

（内訳）

a 委託業務支払予定額から交付金を差し引いた額：16,709 千円（税込）

令和 7 年度支払予定額 20,834 千円（上記 3 業務の累計）から令和 7 年度循環型社会形成推進交付金 4,125 千円を差し引いた金額

b 熊取町負担率：20.84%（予定負担率）

（均等割分 $(0.15/3)$ + 本町計画搬入量割分 (0.85×0.1863892) = 20.84%）

※均等割 15%の残りを計画搬入量割で合意済み

②報酬及び事務経費：490 千円（税込）【予定額】・・ $(c + d) \div 3$

（内訳）

c 報酬及び旅費：273 千円（税込）【予定額】

・新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の委員報酬及び旅費

d 事務経費：1,197 千円（税込）【予定額】

・使用料及び賃借料：視察バス使用料、有料道路使用料他

・地域共存推進補助金：環境と共生する街 上之郷づくり委員会運営補助他

※均等割で合意済み

(3) 新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会について

第6回 R7.9.30 開催 (非公開)

第7回 R8.3.13 開催予定 (非公開)

(4) ごみ処理広域連携検討会について

第43回 新ごみ処理施設の入札スケジュール(4月)

第44回 熊取町の組合加入について(6月)

第45回 区画整理事業におけるスケジュール(8月)

第46～50回 新組合への移行に伴う協定書(案)等について(12～2月)

※「協定書」については別紙のとおり

(5) ごみ処理広域連携検討会担当者会議について

第31回 新ごみ処理施設の運営について(7月)

(6) 地元説明会について

開催なし(必要に応じ随時開催予定)

2. 新ごみ処理施設整備に向けた現状について

(1) 新ごみ処理施設の供用開始について

昨年の当委員会において新ごみ処理施設の供用開始は、令和14年と報告していたが、当該施設の建設地となる泉佐野丘陵地区の区画整理事業における泉佐野市の事業スキームの変更により供用開始予定が令和15年度中となった。

(2) 新ごみ処理施設の施設規模及び概算費用などについて

①施設規模

エネルギー回収推進施設(焼却施設) 200t/日

マテリアルリサイクル推進施設(破碎施設) 23t/5h

②施設整備費用

・概算建設費 約485億円(うち交付金約135億円)

・その他経費 約57億円(用地購入費、特別高圧設備費他)

※特別高圧設備とは：エネルギー回収推進施設では、発電設備を有し施設で発電した電力を効率的に送電するために必要な設備

③概算施設運営費 約11億円/年(運営費より売電収入を差し引いた額)

(3) 新ごみ処理施設における一般搬入(住民による直接搬入)の運営について(予定)

項目	新ごみ処理施設	現 在	
		熊取町	泉佐野市 田尻町
搬入可能な日時	①月～土 9時～16時 ②日曜日 9時～12時	①月～金 8時30分～16時 (12:00～12:45 閉場) ②土曜日、祝日 (可燃ごみのみ受入) 8時30分～11時45分	月・水・木・土 13時～16時
申請手続	予約システムによる	現地で申込書 (申請書)提出	市役所・町役場へ 申請書提出
支払方法	現金、電子決済 等	現金 等	現金 等

3. ごみ処理広域化に係るスケジュールについて

日 程		内 容
令和 8 年	3 月	・広域の合意協定締結 【構成市町+組合】 ※広域の合意における条件が整い決裁にて協定締結
	7 月	・新ごみ処理施設整備・運営事業入札公告 【組合】
	9 月	・熊取町議会定例会 【熊取】 案件「泉佐野市田尻町清掃施設組合への加入に関する協議について」
	10 月 ～ 12 月	・大阪府へ組合規約変更許可申請～組合規約変更許可 【構成市町+組合】
令和 9 年	3 月	・泉佐野市田尻町清掃施設組合議会定例会 【組合】 (報告)・組合規約変更許可
	4 月	・新組合規約 施行 (R9.4.1) ・熊取町議会議員選挙 【熊取】
	5 月	・熊取町議会 臨時会 【熊取】 (選挙) 新組合議会議員
	10 月	・新組合定例会 【新組合】 案件「工事請負本契約」
令和 15 年度中		・新ごみ処理施設供用開始予定 【新組合】

事務主体 **【構成市町+組合】**：泉佐野市、田尻町、熊取町+泉佐野市田尻町清掃施設組合
【組合】：泉佐野市田尻町清掃施設組合
【熊取】：熊取町
【新組合】：熊取町加入後の組合

組合規約の変更等に関する協定書

泉佐野市、田尻町及び熊取町(以下「関係市町」という。)並びに泉佐野市田尻町清掃施設組合(以下「組合」という。)は、熊取町の組合加入に伴う組合規約の変更等に関する協議を進めるに当たり、当該変更規約(案)に規定する事項の骨子その他の基本事項を次のとおりとすることに合意し、この協定を締結する。

(変更規約の施行期日)

第1条 変更規約の施行期日は、令和9年4月1日とする。

(組合の共同処理する事務)

第2条 組合は、次表右欄に掲げる関係市町(以下「関係構成団体」という。)に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	関係構成団体
泉佐野市内に位置するし尿処理施設(以下「第一事業所」という。)の管理運営に関する事務	泉佐野市、田尻町、熊取町
田尻町内に位置するごみ処理施設(以下「第二事業所」という。)の管理運営に関する事務	泉佐野市、田尻町
泉佐野市内に位置するごみ処理施設(以下「第三事業所」という。)の設置及び管理運営に関する事務	泉佐野市、田尻町、熊取町

(組合への負担金)

第3条 関係構成団体は、別の協定等の定めによるものを除くほか、次表左欄に掲げる事務に係る同表右欄の経費を負担する。

共同処理する事務	関係構成団体が負担する経費	
第一事業所の管理運営に関する事務	管理運営費	通常経費
		基幹改良費、災害等復旧費
第二事業所の管理運営に関する事務	管理運営費	通常経費
		災害等復旧費
第三事業所の設置及び管理運営に関する事務	建設費	
	管理運営費	通常経費 基幹改良費、災害等復旧費
共回事務	議会費、総務費	

2 関係市町は、前項の表右欄に掲げる経費の負担割合その他詳細について、大阪府との事前協議までに決定するものとする。

(組合の特別職等の選任又は任命等の方法)

第4条 組合の特別職等の区分及びその定数は、次表のとおりとする。

特別職等の区分	定数
管理者	1人
副管理者	1人
会計管理者	1人
議員	10人
うち議長	1人

うち副議長	1人
監査委員【識見】	1人
監査委員【組合議員】	1人
公平委員会委員	3人
情報公開・個人情報保護審査会委員	3人
行政不服審査会委員	3人

2 関係市町は、前項に規定する特別職等の任期及び選任又は任命等の方法その他詳細について、大阪府との事前協議までに決定するものとし、所要の内部調整及び手続きを進めるものとする。

(変更規約の成案化)

第5条 関係市町は、前各条に定めるもののほか、変更規約(案)に規定する事項の内容について、大阪府との事前協議までに決定するものとする。

(職員の派遣)

第6条 関係市町は、変更規約施行後の組合の組織体制、職員定数及び事務内容等を勘案し、所要人数の常勤職員を相当期間にわたり派遣できるよう、内部調整に努めるものとする。

2 関係市町及び組合は、令和9年度の職員派遣協定の内容、派遣人数その他必要な事項について、令和8年9月30日までに決定するものとする。

(補則)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、関係市町及び組合が協議の上、決定するものとする。

この協定の証として本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月2日

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大耕

田尻町

田尻町長 山本 一男

熊取町

熊取町長 藤原 敏司

泉佐野市田尻町清掃施設組合

管理者 千代松 大耕